

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公開番号】特開2005-34151(P2005-34151A)

【公開日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【年通号数】公開・登録公報2005-006

【出願番号】特願2004-195973(P2004-195973)

【国際特許分類】

C 1 2 Q	1/68	(2006.01)
A 6 1 K	31/4725	(2006.01)
A 6 1 K	31/4745	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【FTI】

C 1 2 Q	1/68	Z N A A
A 6 1 K	31/4725	
A 6 1 K	31/4745	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
C 1 2 N	15/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1 b c 腫瘍遺伝子の存在又は発現の in vitro 分析法であつて、当該分析の結果が、ある患者がFTIによる治療に応答するかどうかを決定するために使用される、前記方法。

【請求項2】

FTIの存在下で調節に差がある遺伝子の発現の分析をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記分析が、1 b c 腫瘍遺伝子の他に2つ以上の遺伝子の発現に関する分析である、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記遺伝子が配列番号1～18から成る群より選択される、請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記の分析の結果が、1 b c 腫瘍遺伝子が存在しない又は発現されないと判定された患者をFTIで治療するために使用される、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記の分析の結果が、1 b c 腫瘍遺伝子が存在する又は発現していると判定された患者をF T I以外の物質で治療するために使用される、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

F T Iへの応答を決定するために用いられる患者サンプルがC D 3 3とC D 3 4から成る群より選択される細胞表面抗原を含むかどうかを決定するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記表面抗原を有する細胞の存在がF T I治療への応答を予測させる、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

F T Iへの応答を決定するために用いられる患者サンプルにおける芽細胞を含む細胞のパーセンテージを決定するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記サンプル中に存在する芽細胞が60%未満であることがF T Iへの応答を予測させる、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

1 b c 腫瘍遺伝子の存在又は発現のin vitro分析法であって、当該分析の結果がF T Iにより治療される患者の治療をモニターするために使用される、前記方法。

【請求項12】

F T Iの存在下で調節に差がある遺伝子の発現を分析するステップをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記分析が、1 b c 腫瘍遺伝子以外に2つ以上の遺伝子の発現の分析である、請求項11に記載の方法。

【請求項14】

前記遺伝子が、配列番号1および配列番号3～18から成る群より選択される、請求項11に記載の方法。

【請求項15】

前記の分析の結果が、1 b c 腫瘍遺伝子が存在しない又は発現されないと判定された患者をF T Iに応答する患者として治療するために使用される、請求項11に記載の方法。

【請求項16】

F T Iへの応答を決定するために用いられる患者サンプルがC D 3 3とC D 3 4とから成る群より選択される細胞表面抗原を含むかどうかを決定するステップをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項17】

前記表面抗原を有する細胞の存在がC D 3 3の場合には15%未満、C D 3 4の場合には60%未満であることがF T I治療への応答を示す、請求項16に記載の方法。

【請求項18】

前記表面抗原を有する細胞が存在しないことがF T I治療への応答を示す、請求項16に記載の方法。

【請求項19】

F T Iへの応答を決定するために用いられる患者サンプルにおける芽細胞を含む細胞のパーセンテージを決定するステップをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項20】

前記サンプルにおける芽細胞の存在が60%以下であることがF T I治療への応答を示す、請求項19に記載の方法。

【請求項21】

前記サンプルにおける芽細胞の存在が60%を超えることがF T I治療への非応答を示す、請求項20に記載の方法。

【請求項22】

前記の分析の結果が、l b c 腫瘍遺伝子が存在すると判定された又は量が減少せずに発現されると判定された患者FTIに応答しないとして治療するために使用される、請求項11に記載の方法。

【請求項23】

前記FTIが(R)-6-[アミノ(4-クロロフェニル)(1-メチル-1H-イミダゾール-5-イル)メチル]-4-(3-クロロフェニル)-1-メチル-2(1H)-キノリノンである、請求項1に記載の方法。

【請求項24】

前記FTIが(R)-6-[アミノ(4-クロロフェニル)(1-メチル-1H-イミダゾール-5-イル)メチル]-4-(3-クロロフェニル)-1-メチル-2(1H)-キノリノンである、請求項11に記載の方法。

【請求項25】

FTIによるある患者の治療の有効性を評価するための物品であって、それによりFTI応答を示す患者の遺伝子発現プロフィールが決定される媒体を含む、前記物品。

【請求項26】

前記遺伝子発現プロフィールが、配列番号1～18の2つ以上の核酸配列と相關する遺伝子の群より得られる、請求項25に記載の物品。

【請求項27】

媒体に固定された遺伝子発現プロフィールの表示を含む、請求項25に記載の物品。

【請求項28】

FTI治療への応答を決定するための試薬を含むキット。

【請求項29】

前記試薬がl b c 腫瘍遺伝子の存在又は発現を検出するためのものである、請求項28に記載のキット。

【請求項30】

前記試薬が、配列番号1～18及びそれらの変異体から成る群より選択される遺伝子の発現を検出するためのものである、請求項29に記載のキット。

【請求項31】

CD33とCD34とから成る群より選択される細胞表面抗原を検出するための試薬をさらに含む、請求項28に記載のキット。

【請求項32】

芽細胞を検出するための試薬をさらに含む、請求項28に記載のキット。

【請求項33】

前記試薬がPCRプライマーを含む、請求項28に記載のキット。

【請求項34】

プローブをさらに含む、請求項33に記載のキット。

【請求項35】

患者からのサンプルを分析するための診断キットであって、それによりl b c 腫瘍遺伝子の存在又は発現が決定される、前記キット。